

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

1 策定の趣旨

日本を取り巻く社会は大きな変革期にあります。今後、技術革新はさらに加速し、第4次産業革命ともいわれる人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等の先端技術の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（society5.0）が到来すると予想されています。

こうした技術革新や社会の変化が加速する中、予測の付かない未来を生き抜き、活躍できる人材の育成が求められており、それに対応して、学校教育も変化していかなければなりません。

このような背景を踏まえ、本市においても未来を切り拓く子どもたちが、これらからの時代に求められる資質・能力を身に付けることができる学校教育を実現するため、学校と教育委員会が教育の情報化の考え方や方向性等のビジョンを共有し、一体となって教育の情報化の推進に取り組み魅力ある学校づくりを推進できるよう、本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

（1）計画の位置付け

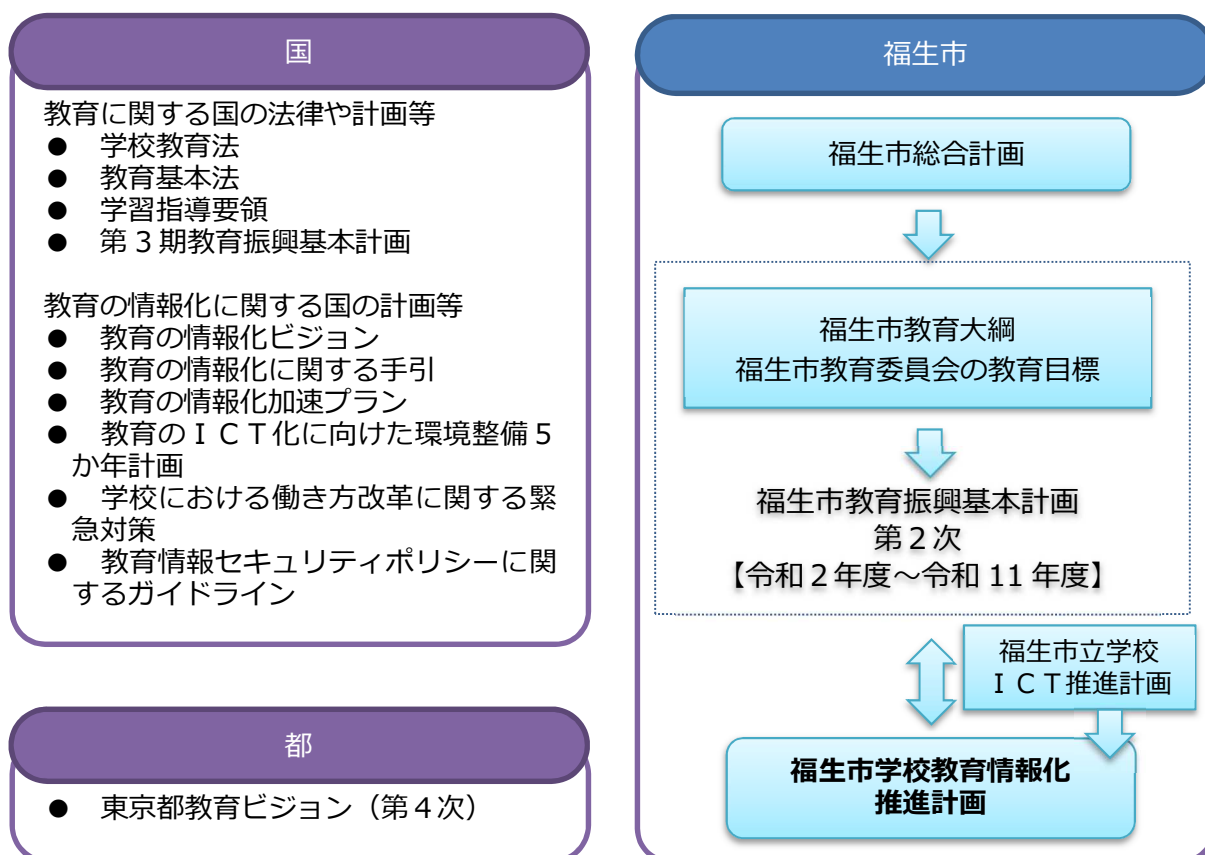
本計画は、本市の総合計画の行動計画である「福生市基本計画」、福生市の教育分野における指針である「福生市教育大綱」、「福生市教育振興基本計画」等で示されている基本方針や方向を実現するための実施計画です。

「福生市教育振興基本計画」における「基本方針1 子どもたちの『生きる力』の育成と個を伸ばす教育の充実」の「方向4 社会の持続的な発展に貢献する力の育成」及び「基本方針2 教育施策推進のための環境整備」の「方向2 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実」について、「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）」に定められた「学校教育情報化推進計画」の視点から整理するとともに、「教育の情報化に関する手引」等を参考に、福生市の学校の情報化を推進するための取組とその計画をまとめたものです。

国の定める法律や計画等としては、教育に関するものとして「学校教育法」、「教育基本法」、「学習指導要領」、「第3期教育振興基本計画」、教育の情報化に関するものとしては、令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」などが挙げられます。本計画の策定においては、上述した国の定める法律や計画等も鑑みて策定しました。

なお、本計画は、学校のICT環境の大幅な変化に対応する形で策定しており、学校のICT環境の整備計画である「福生市立学校ICT推進計画（平成28年3月策定）」の教育の情報化を推進し、魅力ある学校づくりに努め、ICT機器を活用

した授業等を展開することで、児童・生徒の「学習意欲」、「興味喚起」、「理解促進」の向上を図るという目的や内容を包含、発展した計画とします。



(2) 計画期間

福生市総合計画及び福生市教育振興基本計画の期間は、令和2年度から令和11年度を目標年度とする10年間とし、令和2年度から令和6年度までを前期計画、令和7年度から令和11年度までを後期計画となっています。

本計画の期間は、前期計画に合わせて、令和3年度から令和6年度までとします。ただし、教育の情報化は、情報技術の著しい進展とともに国の各種政策に密接に関連し、また、財政的な側面を考慮する必要があることから、実施期間中であっても必要に応じ見直しを図るなど、柔軟で実効性のある計画とするとともに、令和7年度以降については上位計画と併せて更新していきます。

